

### 第3章 特許要件

#### QUESTION

サポート要件が適用される範囲はどこまでか？——医薬用途発明について、ヒトの性欲強化特性に係る臨床試験データを出願時に特許庁に提出しなかったことが、サポート要件（36条6項1号）に違反するとして特許庁で出願を拒絶されたという事案で、知財高判平22・1・28〔フリバンセリン〕は、サポート要件違反の問題ではなく実施可能要件の問題であると判示した。

〔偏光フィルム〕大合議判決ではサポート要件が適用されながら、〔フリバンセリン〕判決ではなぜサポート要件の問題とされなかったのだろうか。サポート要件と実施可能要件の適用は区別すべきなのか、それともこれらの要件は趣旨を同じくするのだろうか。

#### 解説

〔フリバンセリン〕判決は、36条6項1号（サポート要件）の文言と、4校1号（実施可能要件）の文言から、前者はクレームの要件、後者は詳細な説明の要件、として区別している。多くは、両者は重なり合うだろう。詳細な説明で実施可能要件を満たさないなら、明細書がクレームをサポートできないし、クレームが詳細な説明でサポートできないなら、クレーム全体について実施可能とは言えないからである。

しかし、〔フリバンセリン〕判決は、試験データを提出しなかったという点は、クレームの要件とは無関係で、サポート要件の問題ではなく、実施可能要件の問題としている。〔偏光フィルム〕大合議判決の2つある一般論のうちパラメータ発明に関する説示が、〔フリバンセリン〕判決に及ばないと解しているように考えられる。